

グリーンインフラに関する国内の動向

国土交通省 総合政策局 環境政策課
令和6年5月

「第六次環境基本計画」の閣議決定(令和6年5月)

第六次環境基本計画の狙い・ミッション：
「第一次計画から30年の節目を踏まえ 希望が持てる30年へ」と「勝負の2030年」

環境危機

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機
地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある

文明の転換・社会変革の必要性 (Transformative Change)

だからこそ

経済・社会的課題にも熟知する必要

「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。」
(1994年第一次環境基本計画)
✓ 化石燃料を始めとする地下資源へ過度に依存する現代文明の地球的限界

本質的に相互に関連

経済・社会システムの「経路依存性」「イノベーションのジレンマ」の存在により、環境危機への対応にも影響している可能性

「日本が100余年をかけて築き上げた規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなったという構造的な本質的な問題」(2000年版経済白書)
✓ 「量的拡大」「集約化」「均一化」することで効率的な経済活動を可能とする成功モデルを生み出す前提で設計された旧来のシステムからの転換の必要性。無形資産活用への遅れなど。

環境基本法第15条に基づく **すべての環境分野を統合する最上位の計画として**
目指すべき文明・経済社会の在り方を提示（環境・自然資本を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ）
「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」

- 目的を「環境保全と、それを通じた**現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』**」と明記。国民一人一人に寄り添う姿勢を明確化。
- ビジョンとしての**循環共生型社会**（環境・生命文明社会）
 - ✓ 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」**「地上資源基調」文明**
 - ✓ **環境負荷の総量削減**、伝統的自然観にも基づき生態系の中の健全な一員へ、個々の取組から地球レベルまで**同心円の発想**、プラネタリー・ヘルス
- **「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現**（市場的価値＋非市場的価値の向上） → これまでと**「変え方を変える」**
 - ✓ 「**シン・自然資本**（自然資本と自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム）」を中心に据え、**環境価値**を活用した**循環・高付加価値型**の新たな経済社会システムへ
 - ✓ 最良の科学に基づく**スピードとスケール**、政府、市場、国民（市民社会、地域コミュニティ）の**共進化**、「新たな成長」の実践・実装の場としての**地域循環共生圏**
- **6分野**（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）の**重点戦略による施策の統合・シナジー**
- **水俣病問題等の環境行政の原点**というべき分野の取組を、なお一層進める。



「第六次環境基本計画」の閣議決定(令和6年5月)

第五次環境基本計画からの発展の方向性 (コンセプト部分)

✓ 第一次計画以来の思想を踏襲しつつ、現下の環境・経済・社会の危機を踏まえ、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示す。

直面する環境の危機

- 人類の活動は**環境収容力を超過** ⇒ 自らの存続基盤の脅威に
 - ✓ その結果、気候変動、生物多様性の損失、汚染の**「3つの危機」**に直面
- 経済社会システムを**ネット・ゼロ(脱炭素)**で、**循環型**で、**ネイチャーポジティブ(自然再興)**なものに転換(文明の転換：**社会変革**)することが必要
- 我が国は**「2050年カーボンニュートラル」**を宣言。

経済・社会面の振り返り

- **人口減少と少子高齢化、東京一極集中と地方の疲弊**
- **経済の長期停滞**
- 食料、エネルギー、資源、地政学リスクなど、環境は今や**安全保障上の課題**
- 新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ侵攻などによる社会の不可逆的変化

環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の2030年」

第五次環境基本計画 (現行)

- 第一次計画以来の長期的目標である「循環」と「共生」を軸に、**環境・経済・社会の統合的向上**を目指す**持続可能な「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)**を打ち出す
- 経済社会システム、ライフスタイル、技術のあらゆる観点からイノベーションを創出することによる**「新たな成長」**の概念を提唱
- **経済・社会的課題の同時解決**
- 相互に関連し合う**横断的・重点的な枠組**を戦略的に設定
- **「持続可能な開発目標」(SDGs)**の考え方の活用
- 「循環」と「共生」を軸として、**自立・分散型**の社会を形成しつつ、近隣地域等と**地域資源を補完し支えあう**考え方として打ち出す

第六次環境基本計画 (発展の方向性)

- **「ウェルビーイング／高い生活の質」**の実現を目指す
- 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。**環境負荷の総量削減**と良好な環境の創出
- 地下資源依存から**地上資源基調**の**経済社会システム**への転換
- **市場的価値と非市場的価値**を引き上げる**「新たな成長」**を示す
- **基盤である自然資本とそれを支える資本・システムへの大投資**、**「環境価値」**を活用した**経済全体の高付加価値化**
- 科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- **政府、市場、国民**(市民社会・地域コミュニティ)の**共進化**
- 世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減
- 地域の目指すべき姿として位置付け。**「新たな成長」の実践・実装の場**

点検結果を踏まえ

ビジョン
「循環共生型社会」

環境政策の役割

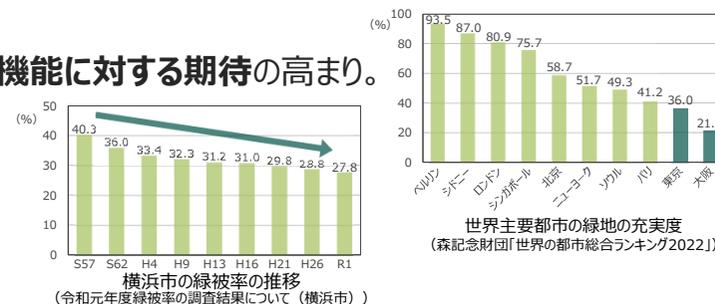
環境政策の展開の
基本的な考え方

地域循環共生圏

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野(経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際)にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



法案の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する**基本方針**を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）を策定。

② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
- ・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。＜予算＞（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の**要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構**（仮称）の**指定制度**を創設。＜予算・税制＞

緑地の機能維持増進のイメージ（神戸市）



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

① 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針**を国が策定。
- ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が**認定**する制度を創設。＜予算＞
- ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより**支援**



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

② 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業**を認定する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。＜予算＞

概要

「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」の中間とりまとめで示された、良質な緑地を確保する取組の評価制度に関する方向性を踏まえ、評価対象となる事業の考え方や評価方法・項目等について意見交換を行うための有識者会議を設置。

主な検討項目

1. 評価制度に関する基準

①評価の対象となる事業の考え方

②評価方法・項目

2. 第三者機関の評価体制に関する基準

③評価体制等

※上記の検討に当たり、平行してフィージビリティスタディ(トライアル審査等)をしながら妥当性を検証

スケジュールと主な議題

○第1回(令和5年10月25日(水))

1. 評価制度に関する基準について 2. プレトリアル審査について

○第2回(令和5年12月14日(木)予定)

1. 評価制度に関する基準について

○第3回(令和6年2月16日(金)予定)

1. 第三者機関の評価体制に関する基準について 2. 基準(案)について
3. トリアル審査について

○第4回(令和6年6月頃)

基準(案)の検証について

○第5回(令和6年8月頃)

基準(案)のとりまとめについて

検討体制

飯田 晶子

東京大学 工学系研究科 都市工学専攻 特任講師

原口 真

メンバー(五十音順、◎:座長)
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
サステナビリティ推進部TNFD専任SVP 兼 MS&ADインター
リスク総研株式会社 フェロー

一ノ瀬 友博

慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授

平松 宏城

株式会社ヴォンエルフ 代表取締役
株式会社Arc Japan 代表取締役

加藤 翔

株式会社日本政策投資銀行 地域調査部 課長

堀江 隆一

CSRデザイン環境投資顧問株式会社 代表取締役社長

武田 正浩

一般社団法人 不動産協会 都市政策委員会 委員会社
森ビル株式会社 都市開発本部 計画企画部 環境推進部 部長

柳井 重人 ◎

千葉大学 大学院園芸学研究院 教授

民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度(評価項目) ※ 検討中

<評価項目案の一覧>

視点	カテゴリー	No	必須 選択	地域 枠	項目
気候変動対策	CO2吸収・固定	1	必須		CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか。
		2	選択		CO2吸収・固定に資する木材利用を行っているか(持続可能な森林から産出される木材の利用)。
	CO2排出削減	3	選択		舗装等がライフサイクルを通じたCO2排出削減を行っているか。
		4	選択		CO2排出抑制に貢献する建築物の緑化(屋上・壁面緑化)を行っているか。
		5	選択	○	ヒートアイランド対策として風の道を形成する緑地となる植栽・配置としているか。
	暑熱対策	6	選択		熱中症対策として緑陰が形成される植栽を行っているか(その他の対策(水景の設置等)含む)。
		7	選択	○	小流域等における雨水貯留浸透(流出抑制)に貢献する緑地整備・管理を行っているか。
	資源循環	8	選択		再生材(天然素材含む)を使用しているか。
		9	選択		資源を有効利用しているか(落葉や剪定枝等のバイオマスの活用等)。
	生物多様性の確保(自然資本の保全・回復)	自然地形等の保全・再生 生息・生育環境の量的確保	10	選択	
11			選択	○	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保されているか。
水資源の保全		12	選択	○	雨水の利用や節水等の水使用量の削減をしているか。
		13	必須		緑地等(樹林や樹木)が階層構造を形成しているか。
多様な生息・生育環境の確保		14	選択		動物の生息・生育環境を形成する取組をおこなっているか(食餌植物の使用、巣箱の設置等)。
		15	選択		草地や水辺(水域から陸域)がエコトーンを形成しているか。
		16	選択		希少種の生息環境を保全しているか。
		17	選択	○	生態系ネットワーク形成に資する緑地であるか。
周辺環境との調和		18	必須		地域に根差した植生の創出を行っているか。
		19	選択		外来種の侵入防止・防除を実施しているか。
生態系への影響の低減	20	選択		農業・化学肥料の制限を行っているか。	
	21	選択		有害化学物質・プラスチックが含まれる資材の使用の制限をしているか。	
	22	選択		動植物に影響を及ぼす光害を抑制した照明計画としているか。	
生物多様性に配慮した調達	23	選択		生物多様性に配慮した木材の調達を行っているか。	
	24	選択		生物多様性の理解につながる環境教育を行っているか。	
幸福度 (Well-being) 向上	安心・安全な空間の形成	25	選択		防犯面・利用面における安心・安全な空間となっているか。
		26	選択		災害時の避難場所となる空間が確保されているか。
	27	選択		緩衝緑地があるか。	
	ユニバーサルデザイン	28	選択		緑地があらゆる人の利用に対応しているか(バリアフリー、多言語対応等)。

視点	カテゴリー	No	必須 選択	地域 枠	項目
コア評価 (必須・選択)	幸福度 (Well-being) 向上	29	必須		公開性を有しているか。
		30	必須		身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがあるか。
		31	必須		安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行っているか。
		32	選択		自然とのふれあいができる場や機会の提供を行っているか。
		33	選択		人流量を増やすためのプログラムがあるか。
		34	選択	○	地域のウォーカブルな空間の形成に資する緑地となっているか。
		35	選択	○	周辺環境の向上に資する沿道緑化をしているか。
		36	選択		統一されたデザインコードで設計されているか。
		37	選択		緑地内の施設(舗装や休憩施設など)がその緑地と調和しているか。
		38	選択	○	歴史・文化的価値の高い樹木を保全しているか。
ベース評価 (全項目必須)	マネジメント・ガバナンス	39	必須	○	地域コミュニティの形成に資するプログラムがあるか。
		40	選択		農圃の整備や活用プログラムがあるか。
		41	選択		その他先進的な取組を行っているか。
		42	必須		実施体制が確保されているか。
		43	必須		事業の実施責任者が明確か。
		44	必須		事業の目的や目標が明確になっているか。
		45	必須		事業の目的や目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画となっているか。
		46	必須		モニタリングを実施する計画があり、モニタリング結果を維持管理に反映する仕組みがあるか。
		47	必須		事業計画の作成や事業の実施の中で緑地の専門家や造園技術者が関与しているか。
		48	必須		維持管理等のマネジメントに必要な資金を確保する仕組みがあるか。
土地・地域特性の把握・反映	事業(整備、維持管理、モニタリング、運営)計画	49	必須		緑地に関する情報を開示しているか。
		50	必須		地域住民等とコミュニケーションを取っているか。
	専門家配置	51	必須		土地の成り立ち(地形や歴史)を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		52	必須		土地及び周辺地域の自然的環境や社会的状況を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
	資金調達	53	必須		法的位置づけを把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		54	必須		関連する行政計画や地域の計画等の内容を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
	情報の開示	55	必須		課題の把握、目標の設定が適切か。
		56	必須		

脱炭素都市再生整備事業(仮称)の新たな認定制度の創設及び金融支援の強化

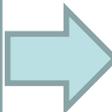
○ 脱炭素社会の実現を図るため、都市における良好な緑の創出、再生エネルギーの活用、エネルギーの効率的な利用を通じた省エネ対策などを行う民間都市開発を推進するため、新たな認定制度を創設するとともに、当該認定事業に対する金融支援を強化（支援対象額の加算）する。

<現行の認定制度>

国土交通大臣による
民間都市再生整備事業の認定
(都市再生法第63条)

認定基準

- 都市再生に著しく貢献すること(一定の規模要件)
- 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が適切なものであること
- 施行に必要な経済的基礎等、事業を適切に遂行する能力があること 等



金融支援
貸付(メザニン部分)
出資

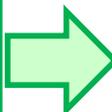
<支援対象>
公共施設等整備費
①公共施設
②建築利便施設
③都市利便施設

<新たな認定制度(案)>

国土交通大臣による
民間都市再生整備事業の認定

現行の認定制度の認定基準
+

①緑の創出の取組
②再エネ利用や省エネの取組



金融支援
貸付(メザニン部分)
出資

<支援対象>
公共施設等整備費
①公共施設
②建築利便施設
③都市利便施設
+

建物の緑化、再エネの利用、省エネ設備の導入に関する費用

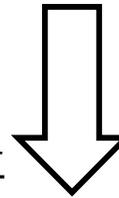
河川と流域におけるネイチャーポジティブの取組

現状

- 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
- 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く
社会経済情勢等
の変化

- 気候変動による影響
- 河川管理施設等の老朽化
- 生産年齢人口の減少や働き方改革



- ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
- 企業の環境意識の向上
- 流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
- DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

河川における取組

(1) 河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- ・「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- ・河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- ・河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

(2) 生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- ・調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- ・災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

流域における取組

(1) 流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- ・流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- ・生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- ・関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など

(2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- ・民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- ・利用しやすい環境関連データの整備と情報発信 など

グリーンインフラ推進戦略2023(令和5年9月)(再掲)

- グリーンインフラの概念が定着し、**本格的な実装フェーズ**へ移行するとともに、**ネイチャーポジティブ**や**カーボンニュートラル・GX**等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「**グリーンインフラ推進戦略2023**」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、**官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトイン**することを旨とし、**国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ**。

世界的な潮流

- **ネイチャーポジティブ**
 - ・昆明・モントリオール生物多様性枠組(R4.12)
 - ・生物多様性国家戦略(R5.3閣議決定)
- **カーボンニュートラル**
 - ・カーボンニュートラル宣言(R2.10)
 - ・GX推進法の成立(R5.5)

グリーンインフラへの期待

- **社会資本整備・まちづくり等の課題解決**
 - ・災害の激甚化・頻発化
 - ・インフラの老朽化
 - ・魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズ
 - ・人口減少社会での土地利用の変化
- **新たな社会像の実現**
 - ・SDGs
 - ・Well-being
 - ・ワンヘルス
 - ・子どもまんなか社会
 - ・地方創生(デジタル田園都市国家構想)

- **日本の歴史・文化との親和性を踏まえた活用**

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

グリーンインフラの意義:①ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル等への貢献 ②社会資本整備やまちづくりの質向上、機能強化 ③SDGs、地方創生への貢献

- 1) 自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会 (安全・安心)
- 2) 自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会 (まち)
- 3) 自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会 (ひと)
- 4) 自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会 (しごと)

「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点

連携	コミュニティ	技術	評価	資金調達	グローバル	デジタル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進 ・ 都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策 ・ 雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備 ・ 建築物における木材利用推進 等  <p>としまどりの防災公園 (IKE・SUNPARK) (東京都豊島区)</p>  <p>鶴見川多目的遊水場 (神奈川県横浜市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり ・ 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成 ・ 住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進 等  <p>多くの人で賑わう二子玉川ライズ (東京都世田谷区)</p>  <p>大手町の森 (東京都千代田区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進 ・ 自然豊かな遊び場の確保 ・ かわかまちづくり、多自然川づくり ・ ブルーインフラ拡大プロジェクト ・ グリーンインフラコミュニティの醸成 等  <p>堀川の生物観察会に参加する小学生 (愛知県名古屋)</p>  <p>地域住民による緑地の維持管理 (新潟県見附市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観・歴史まちづくりの推進 ・ 自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進 ・ カーボン・クレジットの活用 等  <p>麒麟ビール 横浜工場 (神奈川県横浜市)</p>  <p>ブルーカーボン生態系によるカーボン・クレジット制度 (山口県周南市)</p>			

産学官金の多様な主体の取組の促進

(グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組の深化等)

実用的な評価・認証手法の構築

(都市緑地等のグリーンインフラに係る評価制度の構築、TNFD※との連携等)

新技術の開発・活用の促進

(新技術開発、自然資本のデジタル基盤情報の開発等、各技術指針への位置づけ等)

支援の充実

(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動の展開

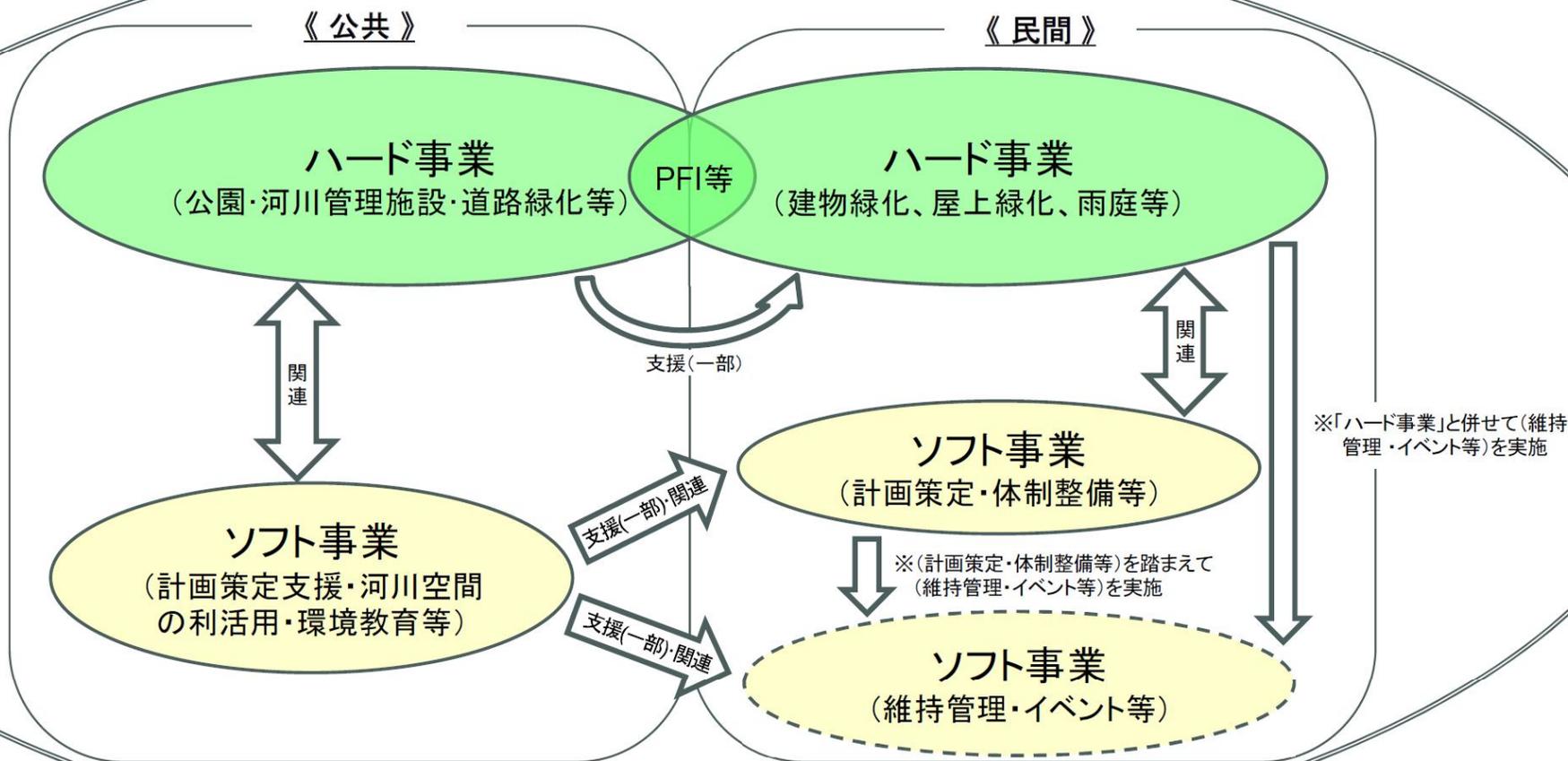
中期的ロードマップの策定／毎年のフォローアップ

推進戦略におけるグリーンインフラの定義について

グリーンインフラの定義
(グリーンインフラ推進戦略 2023)

= 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

国土・都市・地域づくり



- ~ グリーンインフラに該当する「ハード事業」
- ~ グリーンインフラに該当する「ソフト事業」

※ 上記「ハード事業」・「ソフト事業」は、自然環境が有する多様な機能を活用するもの(活用するためのもの)に限る

(参考) Nbs・グリーンインフラの国際的な考え方について

「自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions: NbS)」

【国際自然保護連合 (IUCN)】

- ・「社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」

【欧州委員会 (EC)】

- ・「費用対効果が高く、環境的、社会的、経済的な便益を同時にもたらし、レジリエンスの構築に役立つ、自然に触発され、支えられた解決策」

「グリーンインフラ」

【欧州委員会 (EC)】

- ・「グリーンインフラとは、水の浄化、大気の質、レクリエーションの場、気候変動への緩和・適応等、広範なエコシステム・サービスに資する戦略的に計画された自然的・半自然的ネットワークである」

【アメリカ合衆国環境保護局 (EPA)】

- ・「主として、都市において降雨の土壌浸透を促し、降雨を貯留し、洪水などの水管理、水質汚染を防ぐものである」

【ナチュラル・イングランド】

- ・「グリーンインフラとは多様な機能を有し、コミュニティに恩恵を与え、生活の質を高めるものである」

【シンガポール公益事業庁 (PUB)】

- ・ ABC水のデザイン・ガイドライン (ABC-WDG) において、主として都市・国土スケールで推進する持続的雨水管理を目的としグリーンインフラ関連の施策を展開。

(※ 参考) 日本学術会議環境学委員会 都市と自然と環境分科会

- ・「グリーンインフラとは、自然環境を生かし、地域固有の歴史・文化、生物多様性を踏まえ、安全・安心でレジリエントなまちの形成と地球環境の持続的維持、人々の命の尊厳を守るために、戦略的計画に基づき構築される社会的共通資本である。」 11